



2023年5月12日

各 位

会 社 名 綿半ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野原 勇  
(コード番号：3199 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役 有賀 博  
(TEL. 03-3341-2766)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の第75回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

経営環境の変化や不測の事態が生じた場合でも、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第37条（剰余金の配当等の決定機関）及び第38条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第9条（自己株式の取得）、第38条（期末配当金）及び第39条（中間配当金）を削除、第40条（配当金の除斥期間）を変更するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりであります。

##### 3. 変更の日程（予定）

定款一部変更のための株主総会開催日	2023年6月23日（金）
定款一部変更の効力発生日	2023年6月23日（金）

以 上

(下線部分は変更を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第9条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第9条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(期末配当金)</p> <p><u>第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(中間配当金)</p> <p><u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の期末配当及び中間配当金には利息を付けない。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>